

パブリックコメントの実施結果について

伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（案）

平成29年12月25日（月）～平成30年1月24日（水）

都市計画課

196件

件	区分	意見内容	市の考え方（調整中）
1	制定の趣旨、目的	そもそもこの条例を作る目的の本質は何でしょうか？ 観光都市伊東にとって、慎重、安全安心を脅かすような開発は避けるためだと思いますが。	本条例案は、全国有数の観光地である、本市の美しい景観や豊かな自然環境の保持、保全及び市民の安全・安心な生活環境を確保することを最重要視しつつ、本市にふさわしい太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定め、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として制定するものです。 したがって、「調和」との表現を使っています。
2	制定の趣旨、目的	1 制定の趣旨、目的 太陽光発電については、再生可能エネルギーとして地球温暖化対策に資するなどの理由から全国的に設置件数が増加している状況であり、本市においても大規模な太陽光発電設備の設置が進んでいる状況であります。 しかしながら、設置に伴い、大規模な森林伐採等による景観の著しい変化、土砂災害の発生、動植物の生息環境への影響等が懸念されるとともに、周辺住民への説明不足等が問題となっている事例や反対運動が起きている事例もあります。 これらを踏まえ、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（案）を制定します。 【修正】（後段）「これらを踏まえ、市民の安全・安心な生活環境を守り、本市の美しい景観、豊かな自然環境を残した上で太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（案）を制定します。」 【理由】 条例の目的は、市民の安心・安全な生活環境を守り美しい景観、豊かな自然環境を残すことである。市民生活を守ることを第一とすべきである。市民生活に犠牲を強いてまで利潤目的の事業との「調和」をはかるものではない。	
3	制定の趣旨、目的	条例案の名称が太陽光設置事業との調和とあるが、不必要なメガソーラーや、大規模な森林伐採を許可しないためのものであるのに調和という名称はおかしい。調和と言ったら、協力を惜しまないという意味合いになる。	
4	制定の趣旨、目的	調和という文言を付しているが、分かり易い規制に関する条例とすべきである。	
5	制定の趣旨、目的	「調和」をもっと具体的に記述してください。うやむやでどうでも解釈できて良くない。	
6	制定の趣旨、目的	タイトル：美しい景観とはどういうものか、どのような状態を調和というか等、議論のあるところと思うので、「伊東市、事業用太陽光発電施設に関する条例」で十分ではないか。	
7	制定の趣旨、目的	「本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和」とありますが、なぜわざわざ「調和」なのでしょう。太陽光発電事業自体は悪いとは申しませんが、問題になっている乱開発から自然環境や市民の生命を守るという制定の趣旨であれば、「調和」という表現よりも自然環境と市民の安全を守るという意気込みの感じられる表現がよいのではないのでしょうか。 大津市の例：「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）」	

8	制定の趣旨、目的	<p>(A) 土地利用指導要綱の厳しい規制を無効化する機能 本条例案の出発点は、2017年9月議会で話題になった土地利用指導要綱で細かく定められている規制を条例に組み込んで、メガソーラーによる乱開発を規制することであった筈である。しかし、この条例案を見る限り、土地利用指導要綱で定められた規制を受け継いでいるのはわずか以下の2点のみである。</p> <p>(1) 規制の対象は1000㎡以上。 (2) 発電所相互の間隔は1km以上。 他方、土地利用指導要綱で定められた54項目にわたる実質的で厳しい規制に関しては本条例には盛り込まれていない(*)。その結果、本条例は土地利用指導要綱の厳しい規制を無効化する機能を果たし、事業者にとって乱開発のための楽園を提供することになる。 本条例案のその他の特徴を以下に列挙すると、そのいずれもが抜け道だけであり、乱開発を実質的に防止するための規制にはなっていないことが明かである。</p> <p>(3) 12,000㎡以上の大規模発電施設は認めない。 (4) パネル面積1000㎡未満あるいは50kw未満は適用除外。 (5) 他の事業を行っている敷地に新たに設置する場合は適用除外。 (6) 条例施行は2018年7月1日</p>	<p>他の開発等に係る法令等においても住民等の同意までも求めるものではないため、その旨の規定はありませんが、条例案中に、事業者の責務として、事業者に対し、条例の目的である、景観や自然環境、市民の生活環境との調和をはかり、これに配慮することや、基本理念と同様に、事業者に対し、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める旨を規定いたします。</p> <p>また、事業計画等の開示につきましては、説明会の実施を義務付けておりますことから、事業者に対し、その内容を確認していただくことができるものと考えております。</p> <p>なお、規則において、市長が事業に同意する際の技術的基準を示すと思いますが、その内容につきましては、伊東市土地指導要綱等と同様の内容を検討しています。</p>
9	制定の趣旨、目的	<p>土地利用等指導要綱で細かく限定されていることが、市当局の条例案ですべて骨抜きにされている。業者がやりやすいように制定しているとしか感じられない。</p>	
10	制定の趣旨、目的	<p>《条例策定の目的》 本条例案の出発点は、2017年9月議会で話題になった土地利用等指導要綱で細かく定められている規制を条例に組み込んで、メガソーラーによる乱開発を規制することであった筈である。 しかし、この条例案の内容は、むしろ土地利用指導要綱の厳しい規制を無効化する機能を果たし、事業者にとって乱開発のための楽園を提供するものである。そのため、以下のように修正し、本来の目的に沿った条例案にすることを提案する。</p> <p>修正【】部分。 条例の概要、本条例は、自然環境の保護、自然災害の防止、安全・安心な生活のために、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域を定めるものとし、同区域内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときには、事前に地域住民等に説明会を実施【し、地域住民の総意としての同意と市長の許可を得る】こととします。また、市長は事業者に対し、【土地利用等指導要綱に即して】必要に応じて調査、指導、勧告、公表等を行うことができる旨を規定しています。</p> <p>理由 形式的な説明会を実施しただけでなく、同意を得ることを明記する必要がある。</p>	
11	制定の趣旨、目的	<p>概要を読むと、設置に伴う大規模な森林伐採での災害発生 動植物への影響の出ていることを判りながら、太陽光発電設備設置事業との調和とあります。 認めざるを得ないほどの被害や影響が出ていることを知りながら、調和とは如何なものかと思えます。 条例の目的は、災害から市民と自然環境を守る為にあるものと強く思います。 伊東市には明確な方向性のある「土地利用指導要綱」があるが、要綱より後退した感のある条例案は、「市民を守りたい」ということより「事業者を守りたい」と私だけでなく、多くの方が思うでしょう。</p>	
12	制定の趣旨、目的	<p>市民の安心・安全・生命を守るということを強調すべき。 それを第一義に考えることが必要。 太陽光発電は伊東市の美しい景観と自然を残すために、上記の事に則っていなければならない。 そのためには現在ある「土地利用指導要綱」の規定を明文化して、目的として入れるべきだ。 「土地利用指導要綱」の規定があるのに、この条例を成立させれば、「土地利用指導要綱」の規定を市みずからが無効化し、事業者に事業の認可、承認を与えやすくしてしまう。</p>	
13	条例の概要	<p>下記の【】内の修正を要望致します。 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ【事業計画を添えて許可申請を提出し、】地域住民等に対して【事業者の責任で】説明会を【周知し、地域住民の総意による同意と市長の許可を得なければならない。市は申請された事業計画の内容を即刻、市民に開示しなければならない。なお市長は、土地利用指導要綱(太陽光発電の個別基準)で定められた54項目の条件を満たした場合は許可することができる。】</p>	

14	同意の要件等	<p>(6) 本項の2ページ目、11行目から14行目に記載の「(4) 同意の要件等 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ地域住民に対して説明会を実施すると共に市長の同意を得なければならないこととしますが、」について</p> <p><意見> 地域住民への説明会の実施は最低の要件であって、説明会に出席する事業者に対しては、住民からの質問に対し、明確な客観的データや事実を付して計画内容を開示することを義務付けること。情報の開示義務が事業者にあることを明記する。</p> <p><理由> 説明会は開催することだけに意味があるのではなく、開催することは事業者の最低の義務であって、住民の質問に明確に回答することが大切である。求められたデータ・資料・事実・事業者の行為等について住民に開示しなければ、住民は計画内容を正確に知ることができない。その場合、住民は事業に対する正しい判断ができなくなる。従って、求められた資料・データ等について開示義務があることを条例に規定しなければならないと考える。</p>	
15	条例の概要	<p>総則としてどのような事業が対象となるのか、また例外としてどのようなケースは条例の対象外となるか記述がありません。</p> <p>既に事業化を目指し関係各方面と調整に入っているものについて特例はないのでしょうか。</p>	<p>条例の対象となる事業につきましては、附則中に規定を設けます。</p>
16	条例の概要	<p>■手続きを定める条例であることも明示すべきです。</p> <p>■具体的な手続きを条例に記載すべきです。</p> <p>■手続きにおいて、本条例及び法令を遵守すべきこと、その上で法令違反は相応に対処することも明示すべきです。</p> <p>【理由】 公表されている条例(案)には、具体的な規制(抑制)に係る項目や住民説明会の開催などの項目がありますことから、全くの理念条例、基本条例の類いでないことは明らかです。本条例によって、目前に惹起された太陽光発電に係る具体的な諸問題にも対処するため行政執行をしようとするものですから、本条は手続きを定める条例であることも明示すべきだと思います。</p> <p>それにしては手続きに関わる項目がだいぶ不足していると思われるので、具体的な手続きに関わる項目を記載すべきだと思います。</p> <p>当然のことですが、手続きは守られなければなりませんから、また、そのための本条例制定ですから、本条例及び関係法令等を遵守すべきことを明示しておく必要があります。</p> <p>条例違反及び法令違反は相応に対処することが必要だと思います。特に確信的な違反については厳しく対処する必要があります。</p>	<p>届出に係る事項や届出に先立ち説明会を開催すること、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、市長の同意を得なければならない旨を条例中に規定いたします。</p> <p>また、事業者の責務として、本条例及び関係法令を遵守することや条例において正当な理由なく勧告に従わないときは公表を行う旨を規定いたします。</p> <p>なお、条例に違反した場合には、国・県と連携し、しかるべき対応をとってまいります。</p>
17	条例の概要	<p>■条例制定の趣旨、目的をこの項に合わせて次のように修正することも検討すべきです。</p> <p>「本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境を守るため、太陽光発電設備設置事業を禁止する(あるいは認めない)」</p> <p>【理由】 別表1の「景観計画区域」は市全域ですから、全市が「抑制区域」になり、抑制区域内での事業は市長は同意しないのですから、実質、基本原則として「伊東市は太陽光発電事業を禁止する(あるいは認めない)」ということになります。</p> <p>しかし、一方で、条例制定の趣旨、目的は、「本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図る」ことですから、基本的には太陽光発電事業というものを(調和の図れる限りにおいて)認めていることとなります。全市を抑制区域としてしまったのでは条例制定の趣旨、目的と矛盾するのではないのでしょうか。</p> <p>条例の構成は、例外規定(ただし書き)がありますので、実際には、場合によっては太陽光発電事業は可能になるのですが、このままでは、基本原則を閉却した「ただし書き」のための条例制定の趣旨、目的になってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>条例制定の趣旨、目的の方が基本原則だとすれば、実質「伊東市は太陽光発電事業を禁止する(あるいは認めない)」となるような条文は矛盾するのではないのでしょうか。</p>	<p>太陽光発電設備の設置を禁止する旨の法律はないことから、「禁止する」ということは適切ではないと考え、本条例案は「許可」ではなく「同意」を採用しております。</p> <p>また、抑制区域につきましては、条例及び規則に列挙する中で市域全域となっておりますが、それぞれの区域に係る各根拠法令等の改正や景観計画区域の見直しに伴う区域の変更はあり得るものと考えます。</p> <p>なお、太陽光発電設備の設置につきましては、宅地造成等規制法や森林法等による許認可が必要となる場合がありますが、条例において、それらの法律の規定を上回るような規制をかけることは、地方自治法第14条の規定(地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる)とする旨の規定)により難しいものと考えており、本条例案につきましては、「市長の同意を得なければならない」としています。</p>

18	条例の概要	<p>(8) 本項の2ページ目、22行目から24行目に記載の「(6) 届出 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、着手しようとする日の60日前までに、必要な事項を届け出なければならないこととします。」について</p> <p><意見> 届出制ではなく許可制にすること。</p> <p><理由> 万一届出制にした場合、届け出て受理された後、市が事業者に報告を求めたり、立ち入り調査を行ったり、指導・助言・勧告を行ったりということを規定の60日間で出来るのか。事業者は60日間経過すれば事業に着手することができる。何をやっても認められるということ。従って許可制にしなければ事業に対するチェック機能は保証されない。許可制の場合には許可条件を厳しく設定すべきである。</p>	
19	条例の概要	<p>(7) 本項の2ページ目、11行目の「(4) 同意の要件等」の項目について、16行目から21行目に記載の「ただし、以下のすべてに該当する事業については、市長は同意できるものとします。ア 太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以下であるもの イ 規則で定めるもの(※別表2をご覧ください。) ウ 本条例の目的に照らして支障がないと認められるもの なお、市長は、同意にあたり本条例の目的を達成するために必要な条件を付することができることとします。」について</p> <p><意見> 「同意できる」として同意条件を列記するのではなく、許可制にして、許可条件を明記すべきである。従って同意にあたって条件を付加するという記載は削除する。</p> <p><理由> 事業者からの届出制にして市長が条件を付けて同意するというのは、届け出て受理されれば、市長が同意しようとしまいと法律上は事業者が強行してしまえば認められるということ。許可制とは異なり、行政による規制が働かない。同意条件を付けても事業届けが出されていけば、市長の意見は無視される。今回の伊豆ソーラーパーク合同会社が、土地利用の事前申請認可を受けたにもかかわらず、そこで出された条件を無視し、本申請せずに宅造法の申請をしていることからわかるように、法律の最低限のところをクリアするように出てくる。そうであるならば、法律では上限で制定しなければ意味はなくなる。少なくとも許可制にし、その際の許可条件を厳しく設定すべきである。</p>	
20	条例の概要	<p>着手という言葉がどのようなことを指すのか不明瞭、届出して許可を得るとしたほうがはっきりするのでは。</p>	
21	条例の概要	<p>一連托生に太陽光発電事業をさせないのは如何なものでしょうか。景観も大事、防災も大事でしょう。それらを尊重できる場所であり、十分な防災設備を擁していれば開発しても良いのではないのでしょうか。条件付き開発許可でいいと思います。頭から太陽光発電は許可しないは無謀です。</p> <p>世界の動向は、自然エネルギー開発に強く傾倒しております。資本の注入もビジネスの観点から大変に積極的です。投資競争の感を呈しております。産油国中近東でも砂漠に巨大メガソーラー(300万MW)が建設され、中国でもバンダの絵柄のメガソーラーがすでに完成しております。時代の先端を行く伊東市において、かかる条例は世界の動向と逆行していると言わざるを得ません。</p> <p>地球温暖化は、今や人類の脅威です。このまま二酸化炭素を排出し続ければ人類は滅びます。それを阻止するが、太陽光発電、風力発電、バイオ発電等の自然エネルギー開発です。伊東市はそれに異を唱え人類を滅ぼす道を選択されるのですか。</p> <p>環境と調和した、防災に強い太陽光発電は必ずあります。知恵と工夫で実現し、伊東市の作品として世間にアピールされたら如何でしょう。『さすが伊東市だな、やるね』と言わせたくはありませんか。有るようで無いのが『金』ですが、無いようで有るのが『知恵』なのです。太陽光発電を例に取り、知恵と工夫次第で世の中代わることを実証されんことを望みます。</p>	<p>本条例案は、許可制を採用しておらず、太陽電池モジュールの面積が12,000平方メートルを超える太陽光発電設備設置事業であれば市長は同意しないこととし、それ以下の太陽光発電設備設置事業を行うに当たっては市長の同意を得ることとしております。御意見のように一律で太陽光発電を許可しないものではありません。</p>

22	条例の概要	<p>まず、仙台市の条例を見てください。 http://www.city.sendai.jp/hyakunen-chose/kurashi/shizen/midori/midori/kekaku/index.html 仙台市では古くから杜の都と言われた、自然を研究してその情報を整理して厳しい協定を作りました。 伊東市では“太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡超の事業については、市長は同意しない”と言う事ですがその根拠はどこにあるのでしょうか？ 条例を見た範囲では、根拠は全く理解出来ません。 国（日本）はエネルギーを必要とします。また伊東市もエネルギーを必要としているでしょう。 そのエネルギーはどこかの原発が火力発電で適当にやってもらい、そのエネルギーだけを享受すれば良いと言う身勝手と言う事でしょうか？ 太陽が降り注ぐ伊豆で太陽光発電エネルギーの自給自足をしようとは思わないのでしょうか？ 実は、この厳しい規制の仙台市、大規模開発を許してくれるのです。 今回問題になっている山、伊東市はシッカリ管理していて、住民が喜んでいてるのでしょうか？ 仙台市では、そういった放置になりそうな森林を管理して住民の憩いの場を作る事等が条件で開発を認可するので。つまり、より良い環境を目指せる事業に対してはそれなりの許可を出してくれます。 問題になっている、大規模太陽光発電についても、森林の管理の強化、公園等市民の憩いの場や遊歩道、資料館の建設などで、住民に喜びを与える場合に限り許可するのが常識で、何でもかんでも12,000㎡を越えたら禁止と言うのはあまりに非常識でし、逆に小さい太陽光発電所ばかりが多数出来る方がよほど始末が悪いと思います。</p>	<p>観光を主たる産業としている本市におきましては、山や海などの自然景観は大切な財産であり、これを保護する必要があります。 しかしながら、メガソーラーを設置する場合は、土地の特性上、大規模な樹木の伐採を伴うものが多くなりますことから、大規模な太陽光発電施設の設置をするに当たりましては、観光資源たる景観に支障を来さないよう、2MW相当の太陽電池モジュールの広さを超えるような大規模な設備については、本市においてはふさわしくないものと判断いたしました。 （調達価格が入札制度となり、施設の大型化が想定される2MW超を大規模発電の基準とし、現段階での太陽電池モジュールの性能を踏まえ、2MWの電力量を、太陽電池モジュール12,000㎡相当の広さと換算しました。）</p> <p>なお、それ以下の太陽光発電設備設置事業を行うに当たっては市長の同意を得ることとしております。</p>
23	条例の概要	<p>現在、伊豆半島ジオパークと世界に発信できるのは、先祖が自然を大切に守ってきたからこそです。ジオパークの名に恥じることはないように、伊東市が伊豆半島の先駆者となり、環境破壊につながる開発はNOとはっきり表明した条例を制定してください。信じています。 市長の今年「未来を拓く」ことが市経営方針とのこと。「ずっと住みたい また来たい 健康保養都市 いう」を目指すためにも伊東市の大切な財産である豊かな山・海の自然を未来につなげ、若者たちの「未来を拓く」原動力として欲しい。不必要な開発・破壊はストップされ、あるものを活かす都市（水力発電で伊東市内はまかなえるとのこと！）になって頂きたい。</p>	
24	条例の概要	<p>市長以下、市議会でも大規模メガソーラーは、白紙撤回という前提に立ち条例を作成したと思いますが、あまりにもざるの穴が大きすぎて、業者にいいようにやられます。そんなことにも気づかないでいるのか、分かった上で作成しているのか理解に苦しみます。</p>	
25	条例の概要	<p>まず、今回の太陽光発電設置事業は、伊東市のもっとも大切な財産である豊かな自然を大がかりに破壊するものであり、伊東市の住民は誰一人としてそれを望んでいない。伊東市が作成した条例案は、事業者に恰好の口実を与えるだけのものであり、とても住民の意志を汲んだものとは言えない。</p>	
26	条例の概要	<p>「太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡超の事業については、市長は同意しない」ということですが、なぜモジュールという単位で、「12,000㎡超」が基準なのでしょう。根拠をお示し下さい。 たとえば「地方公共団体の太陽光発電施設に係る対応状況(国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会資料H26/9)」において、規制の基準は、1,000㎡や500㎡、あるいは50kW(約500㎡)や10kW(約100㎡)が一般的という情報もあります。 伊東市の場合、家庭用を想定した10キロワット未満には規制をかけず、10キロワット以上を規制することで伊東市が望む風光明媚な観光都市としての姿が守られると考えます。</p>	

27	同意の要件等	<p>同意の要件等 ただし、以下の全てに該当する事業については、市長は同意できるものとします。 ア 太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以下であるもの イ 規則で別に定めるもの（※別表2をご覧ください。） ウ 本条例の目的に照らして支障がないと認められるもの 【削除】 ア、イの本文全て 【理由】 アの規定の12,000㎡ではメガソーラーを含むことになりかた根拠がない 【理由】 メガソーラーであっても、1km以上離せば事実上市長の同意が得られることは、この条例の趣旨に反する 【修正】 ア 土地利用指導要綱 8 太陽光発電施設 で定めるもの 【理由】 土地利用指導要綱の規定にもかかわらず市長が同意することは、結果的に事業者に平成28年に改正した土地利用指導要綱の太陽光発電の規定を無視してもかまわないことを市みずから宣言することになり行政上の齟齬が生じる 【修正】 イ 住民説明会が実施されその結果住民の合意がされていること 【理由】 市長の同意内容に、住民説明会の結果を反映させる 【理由】 ウはそのまま残す</p> <p>規則で別に定めるもの・既設の太陽光発電設備設置事業の事業区域から1キロメートル以上の間隔を有するもの →（削除）「規則で別に定めるもの」の規定を削除したため不要</p>
28	同意の要件等	<p>「太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡超の事業については、市長は同意しないものとします」について（意見） 12,000㎡とする理由、根拠が示されません。 現在主流となっている地下資源による発電や原子力発電は、地球温暖化対策として、日本のみならず世界的に大きな課題となっています。エネルギーの省力化と共に再生可能エネルギーへの転換が急務を要する地球環境保全上の要望であり、太陽光発電や風力発電などは、全国的なテーマと理解されるべきと信じております。自然緑地は日本全国的にとらえれば、全国土面積の三分の二が山林・原野とのことであり、年々それが増加傾向にあります。また、所有権者不明土地が九州地方全面積に相当するまで広がっており、これらの再活用や有効利用活用こそが日本全国の喫緊の課題だと考えられます。 以上のことから、「太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡超の事業については、市長は同意しない」とする条例案は強くご再考をお願い申し上げます。</p>
29	同意の要件等	<p>この数値に至る経緯が不明、どのようにしてモジュール総面積という基準なのか。これはほとんどの設備が設置可能になるのではないか。</p>
30	同意の要件等	<p>12000㎡の根拠は？</p>
31	同意の要件等	<p>（2）本項の5行目から6行目に記載の「（太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡超の事業については、市長は同意しないものとします。）」について <意見> 太陽電池モジュールの総面積を基準として市長が同意するかしないかという判断をすることになっているが、12,000㎡とする理由が示されていないので、この基準は納得できない。自然環境や生活環境との調和というような制定の趣旨から考えれば、1,000㎡を超える太陽光発電設備は認めるべきではない。 <理由> 太陽光発電所の総面積が12,000㎡とすると、太陽電池モジュールを設置するために必要な土地造成面積は、モジュールを維持管理するための通行できる道や管理スペース、周辺の土地との間隔等の面積を加え、また敷地内の緑地化面積を考慮すれば、少なくとも15,000㎡以上となると容易に推察される。これだけの規模の森林を伐採することになれば、景観は大きく損なわれ、災害の発生が懸念されるところになる。 そもそも自然破壊を伴う開発には慎重であるべきだが、まして屋外に放置される設備であれば、火災発生時の類焼危険、雷による毀損や強風によって飛ばされた構築物による被害など、近隣に与えるリスクは大きく、周辺住民に与える不安は大きいので、設置面積はなるべく小さくすべきである。</p>

32	同意の要件等	1,000㎡超12,000㎡以下の規模に市長の裁量権を認めている、その必要性が理解できないばかりでなく、本条例の効果著しく狭めているので、この条文は削除すべきである。	
33	本条例における用語の定義	<p>オ 「地域住民等」とは、事業区域に隣接する土地や建築物の所有者、周辺地区に居住する住民及び事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体、太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体をいいます。</p> <p>【修正】オ「地域住民等」とは、事業区域の近隣に位置する土地や建築物の所有者、周辺地区に土地や建築物の所有者および居住する住民及び事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体、太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む個人及び団体をいいます。</p> <p>【理由】事業区域に隣接では影響を受ける範囲が足りない</p> <p>【理由】周辺地区の土地や建物の所有者を含む</p> <p>【理由】事業者は個人を含み、「事業を営む者で組織する」は削除する</p>	<p>地域住民等について、また、「周辺地区に居住する住民」の範囲が明確でない旨のご指摘につきましては、「事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域が活動範囲に含まれる地縁による団体その他これに類する団体及び太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体」に修正いたします。</p> <p>また、「近隣」の定義が難しく、「隣接」と規定することで、特定が可能となり説明会を行うべき対象が明確になるものと考えます。</p> <p>なお、説明会につきましては、地縁団体や行政区、自治会の住民を対象としているものと想定しております。</p> <p>条例の運用に当たりましては、説明、協議及び同意のプロセスを経るべきとの考えのもと、事業者に対し、丁寧な説明を行っていただきますよう、指導してまいります。</p>
34	本条例における用語の定義	地域住民はなぜ団体なのか。個人も入れて欲しい。	
35	本条例における用語の定義	<p>「地域住民等」とは、事業区域の【近隣に位置する】土地や建築物の所有者、周辺地区に【居住する住民、および土地や建築物を所有する者】事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体、太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む【個人及び】団体をいいます。</p> <p>●修正理由 「事業区域に隣接する土地」では地域住民の範囲が限定されすぎていて、大きな影響を受ける住民が対象から外されるから。 土地や建築物などの不動産を持つ住民が対象にならないと、別荘地の住民は地域住民に入らないので。事業を営むのは団体に限らず個人も含まれるべきなので。</p>	
36	本条例における用語の定義	<p>■「周辺区域」の定義を明示すべきです。</p> <p>【理由】 「周辺区域」がどの程度までを指すのかわかりませんので、定義付けをすべきだと思います。ケースバイケースで具体的な「周辺区域」が異なるとの考えもあろうかと思いますが、それでは勢い恣意的(悪い意味ばかりではありませんが)な使われ方をされる場合がありますので、定義しておくべきだと思います。</p>	
37	本条例における用語の定義	<p>修正【】部分。 (1) 本条例における用語の定義、オ「地域住民等」とは、事業区域の【近隣に位置する】土地や建築物の所有者、周辺地区に【居住する住民、および土地や建築物を所有する者】事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体、太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む【個人及び】団体をいいます。</p> <p>理由 「事業区域に隣接する土地」では地域住民の範囲が限定されすぎていて、大きな影響を受ける住民が対象から外されるから。土地や建築物などの不動産を持つ住民が対象にならないと、別荘地の住民は地域住民に入らないので。事業を営むのは団体に限らず個人も含まれるべき</p>	

38	本条例における用語の定義	<p>(3) 本項の18行目から21行目に記載の「オ 「地域住民等」とは、事業区域に隣接する土地や建築物の所有者、周辺地区に居住する住民及び事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体、太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体をいいます。」について</p> <p><意見> 太陽光発電設備設置事業により影響を受ける農林水産業及びその他の事業者について、団体の単位で「地域住民等」の概念に含まれるとしているが、事業者単体でも「地域住民等」に含まれると規定すべきである。</p> <p><理由> 本規定は、事業区域に隣接しなくとも、太陽光設備設置事業が実施されることにより影響を受けることが懸念される事業者がいることを前提としているにもかかわらず、その人たちが組織する団体しか「地域住民等」とせず、事業者が単体では対象にならないのはなぜか。そういう区分を設けた理由が明記されていない。 もとより、団体と事業者単体を区分する理由はなく、組織されていない事業者であっても、また組織された団体に属している事業者であっても、それぞれが単体として「地域住民等」と位置付けられるべきである。</p>	
39	本条例における用語の定義	より具体的な範囲を示すべき。隣接するではどこまでが範囲になるのか不明。その適用範囲も同様 曖昧で適用する当局の自在になりやすい。周辺とは何処までを周辺としているのか その定義を示す事です。	
40	本条例における用語の定義	その他の事業を営む個人及び団体を言います。 (不動産を持つ住民が対象にならないければ別荘地の住民は地域住民に入らないので事業を営むのは団体に限らず個人も入れるべき)	
41	本条例における用語の定義	事業区域に近隣に位置する周辺地区に居住する住民及び土地や建物を所有する者	
42	本条例における用語の定義	下記の【】の修正が必要と考えます。 本来含まれるべきと考える対象者まで広げました。「地域住民等」とは、事業区域【の近隣に位置する】土地や建築物の所有者、周辺地区に居住する住民及び【土地や建築物を所有する者】、事業区域と周辺区域が活動範囲に含まれる地縁団体、太陽光発電設備設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者をいいます。	
43	抑制区域の指定	<p>(1) 本項の1行目から2行目に記載の「太陽光発電設備設置事業を抑制する区域を定めるものとし」について</p> <p><意見> 太陽光発電設備を設置することについては、伊東市全域を抑制地域とすべきである。</p> <p><理由> 全域を抑制地域とする意味は、制定の趣旨、目的にさかのぼれば明らかのように、伊東国際観光温泉文化都市建設法においても、また伊東市環境基本条例においても、市全域を対象としており、本条例が区域区分を設けることは不当といわざるを得ない。市全体において行政が均等に関与することがなければ、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図ることはできない。</p>	<p>太陽光発電設備の設置が適当でないとする地域について、本市の状況等に鑑みて、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域（抑制区域）として列挙し、積み上げた結果、全市域が該当しております。</p> <p>なお、それぞれの区域に係る各根拠法令等の改正や景観計画区域の見直しに伴う区域の変更はあり得るものと考えております。</p>
44	抑制区域の指定	土砂災害発生危険区域指定、国際観光都市法、土地指導要綱などから 市内の殆んどが抑制地域ではないでしょうか。	
45	抑制区域の指定	<p>「太陽光発電設備設置事業を抑制する区域（「抑制区域」）を指定する」について</p> <p>(意見) 「抑制区域」及び「別表1」について記述がありました。“※市域全域が「抑制区域」に該当する”ということであれば、別表(1)～(4)は不要と判断いたします。それとも市域全域のうち(1)～(4)に該当する箇所という意味でしょうか。</p>	
46	抑制区域の指定	<p>■「伊東市水道水源保護条例」とありますが、この条例中のどういう区域かを明示すべきです。</p> <p>【理由】 条例名をあげても何をいつているのかわかりません。</p>	条例及び規則を規定する際には、具体的なものといたします。

47	抑制区域の指定	<p>(F) 市長権限で可能な抑制区域の指定、変更、解除手続 本条例案では、抑制区域は「別表1」に14の規則で定められていて、市域全域が「抑制区域」に該当するとされているが、「発電所相互の間隔は1km以上」の規制と同様に、条例本文に記載されていないために、市議会も気がつかないうちに、市長権限で抑制区域を変更する可能性がある。 ちなみに、伊東市景観条例においては、景観形成基本計画の策定、変更の場合は、伊東市景観審議会の意見を聴かなければならず、その結果を告示するように定められている。</p>	<p>抑制区域を規則により定めていても、その後、市議会も気がつかないうちに、市長権限で変更する可能性があるとのこと指摘につきましては、正当な理由なく、当局の都合のいいように規則改正するようなことはあってはならないことであり、改正に当たりましては、市民や市議会への説明責任をしっかりと果たさなければならないと考えております。</p>
48	抑制区域の指定	<p>(2) 抑制区域の指定 市長は、以下に掲げる事由により必要があると認めるときは、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域（「抑制区域」）を指定することができるものとします。 【追加修正】抑制区域の指定解除手続きの記載を追加する 【理由】市長権限で意図的に指定解除することを防ぐために必要（具体的な区域は規則にて規定します。※別表第1をご覧ください。） ア 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められること イ 土砂災害その他自然災害が発生する恐れがあること ウ 本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれること エ その他太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあること</p>	
49	抑制区域の指定	<p>(2) 抑制区域の指定 市長は、以下に掲げる事由により必要があると認めるときは、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域（「抑制区域」）を【審議会の答申を得た後、市議会の議決を経た上で、指定、変更、削除する】ことができるものとします。 【削除：（具体的な区域は規則にて規定します。※別表1をご覧ください。）】 【「抑制区域」は以下の項目に従って定められ、市域全域が該当します。（以下に別表1の内容を記載する）】 ●修正理由 このままでは市議会も気がつかないうちに、市長権限で抑制区域を変更する可能性がある。「抑制区域」の指定は重要なので別表ではなく、条例の本文に記載すべき。</p>	
50	抑制区域の指定	<p>抑制区域の指定、解除の手続きは？</p>	
51	抑制区域の指定	<p>市長だけで決定する事、なのか。市議会などでの審議は考慮していないのか？ 解除の方法が明示されていないが、全て市長の裁量で行う事は危険である。</p>	
52	抑制区域の指定	<p>市長は、以下に掲げる事由により必要があると認めるときは、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域（「抑制区域」）を審議会の答申を得た後、市議会の議決を経た上で、指定、変更、削除することができるものとしますと修正すべき。</p>	
53	抑制区域の指定	<p>抑制区域の指定は重要であるため、別表ではなく、条例の本文に記載すべきと考えます。そのため、下記の【】内の修正および取り消し線が引かれた箇所の削除を要望します。 市長は、以下に掲げる事由により必要があると認めるときは、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域（「抑制区域」）を【審議会の答申を得た後、市議会の議決を経た上で、指定、変更、削除する】ことができるものとします。（具体的な区域は規則にて規定します。※別表1をご覧ください。）【「抑制区域」は以下の項目に従って定められ、市域全域が該当します。（注：以下に別表1の内容を記載）】</p>	
54	抑制区域の指定	<p>■次のように記載すべきです。 「市長は、別表1の区域を太陽光発電設備設置事業を抑制する区域（「抑制区域」）として指定する」 【理由】 具体の「抑制区域」を規則委任してしまっただけでは、抑制区域は市長の判断によって比較的容易に変更可能と捉えることができます。「抑制区域」の設定は、本条例の核心の一つですから、議会の議決が必要となる条例本文文中に入れ込むべきです。</p>	

55	抑制区域の指定	<p>修正【】部分。 ◆(2)抑制区域の指定市長は、以下に掲げる事由により必要があると認めるときは、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域(「抑制区域」)を【審議会の答申を得た後、市議会の議決を経た上で、指定、変更、削除する】ことができることとします。 【削除：(具体的な区域は規則にて規定します。※別表1をご覧ください。) 【「抑制区域」は以下の項目に従って定められ、市域全域が該当します。(以下に別表1の内容を記載する)】 理由 このままでは市議会も気がつかないうちに、市長権限で抑制区域を変更する可能性がある。「抑制区域」の指定は重要なので別表ではなく、条例の本文に記載すべき。</p>	
56	本条例の適用除外	<p>(4)の適用除外によって、小規模の発電所なら隣の発電施設との距離の規制はかからない。そのため隣接して林立させることも可能になり、結果的に何ヘクタールの発電施設でも可能になる。事実、「まほろば発電所(伊東市吉田771)」のように、50kw未満の案件を152件も連結して、7.52MW(パネル面積約7.52ha)もの巨大な事業が可能になるのである。「まほろば発電所」は設置済みで稼働中の発電所ではあるが、将来このような発電施設が本条例施行後に計画された場合であっても、それを規制することは不可能である。</p>	<p>本条例案では、太陽光発電設備を行う一団の土地を事業区域と定義しております。したがって、小規模の太陽光発電設備を複数隣接したものであったとしても、その規模に応じて条例の適用となります。 なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)における再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準において、「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」とありますことから、認定の対象とならないものと考えております。</p>
57	本条例の適用除外	<p>②50W 未満の設備 集合体についてどのように対応するのか。</p>	
58	本条例の適用除外	<p>エ 「事業区域」とは、太陽光発電設備設置事業を行う一段の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいいます。 (コメント) 事業者が複数の場合であっても、継続的又は一体的に事業を行う土地は一団の土地になるのか。 【理由】 吉田の約50kwの複数所有者による数百の事業地のようなものは一団の土地とされるのか。</p>	
59	本条例の適用除外	<p>(4) (パネル面積1,000㎡未満あるいは50KW未満は適用除外)の適用除外によって「発電所相互の間隔は1km以上」という規制にも抜け道ができる。 初めに、例えば10,000㎡の発電所を1km離して何件か設置し、その後に発電所相互の空いている土地に1000㎡未満の小発電所を隙間無く設置するならば、結果的に数十ヘクタールの発電施設でも設置することが可能になる。</p>	
60	本条例の適用除外	<p>パネル面積1,000㎡以下、総発電出力50KW未満の小規模なものでも、隣接して敷設、結果、規模の大きな発電所にする事ができる。事業者がうまく抜け道とする危険性がある。</p>	
61	同意の要件等	<p>(B)二つの適用除外によって数十ヘクタールの施設でも設置可能 第一に、(3)「12,000㎡以下」の規制は実効性がないばかりでなく、様々な点で抜け道だらけである。まず、本条例は届け出制であるため、この規制を実効性あるものとする事は手続き的に極めて困難である。この規制がどのようにして実効性あるものとなるのが明記されていない以上、この規制は空手形であると考えざるを得ない。</p>	
62	同意の要件等	<p>■当初は12,000㎡以下で稼働しその後合算して12,000㎡超となる場合は、事業の変更に関する市長の同意も明示すべきです。 【理由】 本条例(案)には事業の変更に関する記載がありませんので、「同意できる」場合の規定が曖昧では不完全な条例になってしまう可能性があります。</p>	
63	同意の要件等	<p>(C)「発電所相互の間隔は1km以上」の規制の抜け道 第一に、土地利用指導要綱においては、この規制は本文に記載されているものであるが、本条例では「別表2 規則で別に定めるもの」に記載されている。条令それ自体を制定、改正する場合は市議会を通さなければならないが、条例の関連規則(施行規則など)は市長権限で策定や変更が可能である(地方自治法第15条1項)。 従って3月議会で本条例を通す時は「発電所相互の間隔は1km以上」という規制を定めていても、その後、市議会も気がつかないうちに、行政レベルでこの規則を変更、廃止する可能性がある。</p>	<p>規則による規定では、市議会も気がつかないうちに、市長権限で変更、廃止する可能性があるとのこと指摘につきましては、正当な理由なく、当局の都合のいいように規則改正するようなことはあってはならないことであり、改正に当たりましては、市民や市議会への説明責任をしっかりと果たさなければならないと考えております。</p>
64	同意の要件等	<p>「発電所相互の間隔は1km以上」の規定について、なぜ別表にするのか?大切なことなので、条文で良いと思うが。</p>	

65	本条例の適用除外	(5) (太陽光発電設備設置事業以外の事業を行っている敷地内において新たに実施するもの) の適用除外によって、例えばゴルフ場や売れ残りの宅地などに新たに設置する場合は何ヘクタールであっても規制の対象外になる。	ご指摘のとおり、条例を適用することが適切と考え、本条項は、削除することといたします。
66	本条例の適用除外	本条例の適用除外 本条例の規定は、次のいずれかに該当する事業については適用しません。 ア 事業区域が1,000㎡以下であるもの イ 総発電出力が50キロワット未満であるもの ウ 建築物に太陽光発電設備を設置するもの エ 太陽光発電設備設置事業以外の事業を行っている敷地内において新たに実施するもの 【削除】 エの規定を削除。 【理由】 本項は適用除外を大幅に認め、本条例が事実上無効化されるため削除すべき 【理由】 1.2haを超えるゴルフ場跡地、売れ残った別荘地、果樹園の転用などには適用されず条例の趣旨に反する 【理由】 意図的に他の事業目的と届出して、その後太陽光発電事業への転用を許すこととなる 【理由】 適用除外とされる12,000㎡以上の事業地は住民説明会が免責されることとなり著しく不公平である、住民の不利益となる恐れがある	
67	本条例の適用除外	(4) (パネル面積1,000㎡未満あるいは50kW未満は適用除外)、 (5) (他の事業を行っている敷地に新たに設置する場合は適用除外) の適用除外のケースでは、結果的に何ヘクタールの事業計画であっても、説明会を開く必要はない。	
68	本条例の適用除外	太陽光発電設備設置事業以外の事業を行っている敷地内において、新たに実施するものは適用除外になっている これにより例えばゴルフ場を巨大な太陽光発電設備設置事業に転用することができ、美しい伊東市を守ることができなくなる	
69	本条例の適用除外	他の事業を行っている土地であれば規制の対象にならないのであれば、これも事業者が抜け道にする危険性がある。	
70	本条例の適用除外	(3) 本条例の適用除外 【削除：エ 太陽光発電設備設置事業以外の事業を行っている敷地内において新たに実施するもの】 ●修正理由 ゴルフ場跡地、売れ残った別荘地、果樹園の転用などは適用除外になり、何ヘクタールもの発電施設も可能になるため。また意図的に他の事業目的と届出して、その後太陽光発電事業への転用を許すことにもなる。このような事業計画に対しては住民説明会が行われる必要はなく、ある日気がついたら巨大なメガソーラー建設が始まっていたということにもなりかねない。	
71	本条例の適用除外	他の事業を行っていても条例を適用すべきでは？	
72	本条例の適用除外	条文修正 「事業」および「新たに実施するもの」の定義が曖昧である。この記載だと、自社所有の敷地内で何らかの事業を営む事業者は設置面積や規模の大小を問わず太陽光発電事業が実施可能となり、明らかに条例制定の趣旨に反する。	
73	本条例の適用除外	修正【】部分。 ◆(3)本条例の適用除外 【削除：エ太陽光発電設備設置事業以外の事業を行っている敷地内において新たに実施するもの】 理由 ゴルフ場跡地、売れ残った別荘地、果樹園の転用などは適用除外になり、何ヘクタールもの発電施設も可能になるため。また意図的に他の事業目的と届出して、その後太陽光発電事業への転用を許すことにもなる。このような事業計画に対しては住民説明会が行われる必要はなく、ある日気がついたら巨大なメガソーラー建設が始まっていたということにもなりかねない。	

74	本条例の適用除外	<p>■この項を削除すべきです。</p> <p>【理由】 例えば放牧場、キャンプ場などの事業を行っているところで太陽光発電事業を行うことは十分に考えられます。この時、本条例適用除外となるのか理由がわかりません。既に既存の事業を行っているので新たな土地開発はおこなないと考えているとすれば必ずしもそうとは限りません。わざわざ適用除外にするよりも本条例が適用できるとしておいた方が、いいのではないのでしょうか。</p>	
75	本条例の適用除外	抑制、規制逃れとなる項目であり削除を望む。	
76	本条例の適用除外	エの項目は削除すべき。この項目により、転用が簡単に行われてしまう。 例えば農地の転用、果樹園の転用、ゴルフ場跡地などに適用される恐れがある。	
77	本条例の適用除外	ア 事業区域が1000㎡以下であるもの イ 総発電出力が50 kw 未満であるもの エ 削除	
78	本条例の適用除外	<p>下記についてですが、パネル面積1000㎡以下あるいは出力50kW未満については規制の対象外ですので、1000㎡未満の発電設備を数百隣接して大規模メガソーラー施設とすることが可能となってしまいます。これを防ぐ文言が必要かと思われれます。</p> <p>ア事業区域が1,000㎡以下であるもの。 イ総発電出力が50キロワット未満であるもの。 ウ建築物に太陽光発電設備を設置するもの</p> <p>下記の削除を求めます。元々別の事業をしていれば、メガソーラーに転用できることになってしまいます。 エ太陽光発電設備設置事業以外の事業を行っている敷地内において新たに実施するもの。</p>	
79	本条例の適用除外	エ太陽光発電設備設置事業以外の事業を行っている敷地内において新たに実施するもの →ゴルフ場の敷地内や、宿泊施設等の空きスペースや工場跡などであっても、新たな森林伐採やあらゆる可能性を考えて、しっかり調べてから許可するようにしたい。	
80	本条例の適用除外	定義の追加 建築物「建築物」とは建築基準法第一章総則第2条の一 建築物、で定義されるものとする。	ご意見と同様に考えております。
81	同意の要件等	<p>■（電氣的な意味での）太陽光発電事業と調和を図るべき観点から問題視することがこの条例の主眼ではなく、それに伴う土地開発等について調和を図ることが主眼であることを明示すべきです。 ■それには、「モジュール面積」を持ち出すのではなく、「土地の開発（あるいは利用）面積」を基準にすべきです。</p> <p>【理由】 「モジュール面積」は「発電出力」から換算されている訳ですから、条例上には出てこないとしても、「発電出力」が規制基準となっていることとなります。しかし、太陽光電池（セル）は今後の技術革新により発電効率が向上するものと推測できることから、例えば、同じ「モジュール面積12,000㎡」でも、現在と数年後では、発電出力が違ってくることとなります。もし、「モジュール面積12,000㎡」が「発電出力2メガワット」から換算されているのだとしたら、数年後には「モジュール面積12,000㎡」では、「発電出力」が2メガワット以上となることは容易に推測できます。そうなりますと、「モジュール面積12,000㎡」とした大本の根拠が崩れしまうことになり、数値そのものが意味を持たなくなります。 従いまして、伊東市の経営理念に基づき「調和」を図るためのある程度普遍的な「土地の開発（あるいは利用）面積」を基準にすべきだと思います。 「土地の開発（あるいは利用）面積」を直接の基準にして市長が同意しないとしてしまうことは問題があると考えられるかも知れませんが、もし問題があるとすれば、「モジュール面積」としたところと同じことではないでしょうか。</p>	太陽電池モジュールの総面積を基準とすることで一律の要件で、かつ、明確に判断できるものと考えております。

82	同意の要件等	12,000㎡で分ける基準が不明です、モジュールは技術の進歩でますます寸法は小さくなり、反比例して発電量も多くなっている。 ①概要でモジュール面積を基準にした理由を教えてください。	
83	同意の要件等	■事業の変更(拡大)に関する項目に条例に記載すべきです。 【理由】 公表されている条例(案)には変更に関する記載がありませんので、具体的な内容について、はじめから意見を言うには勉強する時間がないのでなかなか困難です。条例条文を公表していれば意見も言い易いと思います。	事業の変更に係る規定を条例案中に規定しております。
84	同意の要件等	■1キロメートルの計測は、どの地図上で(あるいは実測で)事業区域のどの地点間のことをいうのか明示すべきです。 【理由】 数メートルのことで適用されるか否かが決まる場合もありますので、市民、事業者の双方にとって死活問題となる場面も想定できます。判断は一義的に決まるようにしておくべきです。	「原則として水平距離で1km以上」の規定につきましては、規則において、市長が同意するに当たっての技術的基準のうちの1つとして示します。 具体的には、相互の太陽電池モジュールの間隔としています。
85	届出	「着手しようとする日の60日前までに」について (意見) 「着手」の定義が不明です。 弊社で進める事業は、数年前から事業に着手しております。 着手、という言葉がどのようなことを指すのか不明瞭。届け出して、許可を得るとした方がはっきりできるのでは。	条例案において、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする60日前までに届出しなければならない旨の規定をいたします。 なお、当該事業に「着手」とは、事業区域において、必要な法的手続等を行った上で、太陽光パネルの設置や太陽光発電設備を設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業を指すものであり、現地調査、測量、資材等の搬入、太陽光パネルの製作などの準備行為は含まないものと考えております。
86	届出	着手とは何を指すのか具体的に表記すべき。 着手の60日前までに届出としてあるが、必要な書類を明示すべき。	また、届出に必要な書類については規則において規定いたします。
87	届出	■何の行為をもって(いつの時点で)本条例が適用される事案となるのか明示すべきです。 ■必要な書類を明示すべきです。 ■1着手とは何を指すか具体的な行為を明示すべきです。 【理由】 手続きの詳細に関してはこの条例(案)には明示がありませんので、市民及び事業者は具体的な場面を想起することができないことから条例に明示すべきだと思います。	
88	届出	届出を着手の60日前までとしたのはなぜか。	事業が適正に進められているか確認するために必要な期間です。
89	指導、助言及び催告	(7) 指導、助言及び催告の実施 市長は、【土地利用指導要綱に即して】必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう【命令、】指導、助言、催告を行うことができることとします。 ●修正理由 許可制にして、命令ができるようにしないと、「市長の同意」が空手形になる。また原案だと何に基づく指導、助言、催告であるかが明確でないの。	太陽光発電設備の設置を禁止する旨の法律はないことから、「禁止する」ということは適切ではないと考え、本条例案は許可制ではなく届出制を採用しています。 したがって、届出制による条例の場合、刑罰に係る規定は適当ではないと考え「公表」をする旨の規定を設けております。

90	指導、助言及び勧告	(G) 実効性がない調査、指導、勧告の公表 本条例では「勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく従わないときは、事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表することができる」と定めているが、公表は義務ではなく、可能性に留まっている。また、単に公表されるだけであるならば、事業者にとっては痛くも痒くもない。 そもそも現段階では、条令単独でメガソーラー建設にとる乱開発を防ぐ実効性のある規制の実現は難しい。改正FIT法の枠組みを併用して、法令違反（条令を含む）があった場合、経産省に通報し、「認定取り消し（売電不可能）」を求めるといった間接的な手段によってしか実効性のある規制とはならない。しかし本条例では法令違反があった場合、市が経産省へ通報することが義務づけられていないので、条令によって定められている規制が実効性のあるものにならないのである。
91	指導、助言及び勧告	罰則規定がないのは大問題である 無届着工の如きは故意以外の何物でもない。
92	指導、助言及び勧告	即刻中止と復旧命令 申請不受理機関の設定等強く戒めねばならない。
93	指導、助言及び勧告	公表のほかに、何らかの罰則規定を設けて欲しい。
94	指導、助言及び勧告	修正【】部分 ◆（7）指導、助言及び勧告の実施市長は、【土地利用指導要綱に即して】必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう【命令、】指導、助言、勧告を行うことができることとします。 理由 許可制にして、命令ができるようにしないと、「市長の同意」が空手形になる。また原案だと何に基づく指導、助言、勧告であるかが明確でない。
95	指導、助言及び勧告	届出をしないで事業者が工事をした場合、工事の中止命令が出来る事を明文化すべし。また罰則規定も設けるべき。
96	指導、助言及び勧告	法令違反については、厳しく対処する事を明示すべき
97	指導、助言及び勧告	指導、助言及び勧告の実施下記の修正が必要と考えます。 許可制に基づく命令であり、指導などの根拠を示すため、市長は、【土地利用指導要綱に即して】必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう【命令、】指導、助言、勧告を行うことができることとします。
98	指導、助言及び勧告	第四に、本条例は届出制であり、市長の同意のための具体的な条件が定められていないため、市長が「不同意」を示したとしても、それは単なる個人的見解を示すに過ぎず、条令に則った形での事業の不許可、事業の停止、是正措置の命令などをすることはできない。
99	指導、助言及び勧告	■指導、助言、勧告を言葉の定義を以て区別すべきです。 ■指導、助言、勧告へ移行する時期(きっかけ)を明示すべきです。 ■「命令」ができるようにすべきです。 【理由】 条例（案）のままでは実際にどのようにして適用されるのかわかりませんので、それぞれ明示すべきだと思います。また、「命令」は「勧告」よりも重い対処だと思いますが、「命令」についても記載すべきだと思います。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）において、条例の規定に違反している場合は、認定の取り消しが講じられるとしており、本条例についてもその対象と考えられるため、条例の規定に違反した行為を行った場合には、勧告・公表だけでなく、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）において認定の取り消しが行われることもあり得るものと考えられます。

公表及び経産省への通報が義務ではなく、可能性に留まっているため実効性がないとする旨のご指摘につきましては、法令違反が認められれば通報いたします。

なお、太陽光発電設備の設置に当たりましては宅地造成等規制法などの規定に基づき許可を得る場合がありますが、それらの規定に違反した場合は、法の規定にのっとり、許可の取り消しなどが行われるものと考えております。

100	指導、助言及び勧告	また以下の項目を追加してもらいたい。 近隣住民がこの事業によって何らかの被害を被った場合、即刻、事業者に運営の中止ないし改善を求めることができる。	
101	公表	(9) 本項の2ページ目、3 2 行目から3 4 行目に記載の「(8) 公表 勧告を受けた事業者が、適切な理由なく従わないときは、事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表できることとします。」について <意見> 公表ではなく、事業の停止または中止を命令できることを明記すべきである。 <理由> 公表することで事業者が市の指導に従うと市当局は考えているのか。公表しても市の指導に従わない場合はどうするのか。次の方策が今回の条例案概要には書かれていない。市の指導に従わない場合は、事業が開始できないというのは極めて常識的なことだと考える。	
102	公表	(8) 公表 勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく従わないときは、事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表することができることとします。 【修正】 勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく従わないときは、事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表することとするとともに関係省庁通報することとします。	
103	公表	■「公表」一種の罰則ですが、それ以上に厳しい罰則を課すべきです。 【理由】 公表は社会的制裁の一つだと思いますが、事業者に条例遵守を働きかけるには、実際に適用することを念頭にもっと厳しい罰則規定を盛り込むべきだと思います。	
104	公表	修正【】部分 令(8) 公表勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく従わないときは、【市長は】事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表【し、関係省庁に通報しなければならない】。 理由 そもそも現段階では、条令単独でメガソーラー建設による乱開発を防ぐ実効性のある規制の実現は難しい。改正FIT法の枠組みを併用して、法令違反(条例を含む)があった場合、経産省に通報し、「認定取り消し(売電不可能)」を求めるという間接的な手段によってしか実効性のある規制とはならない。原案のままでは「事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表が市長の義務ではなく、可能性に留まっているので、市長の義務として明記すべき。	公表及び経済産業省への通報が義務ではなく、可能性に留まっているため実効性がないとする旨のご指摘につきましては、法令違反が認められれば通報いたします。
105	公表	(8) 公表 勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく従わないときは、【市長は】事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表【し、関係省庁に通報しなければならない】。 ●修正理由 そもそも現段階では、条令単独でメガソーラー建設による乱開発を防ぐ実効性のある規制の実現は難しい。改正FIT法の枠組みを併用して、法令違反(条例を含む)があった場合、経産省に通報し、「認定取り消し(売電不可能)」を求めるという間接的な手段によってしか実効性のある規制とはならない。原案のままでは「事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表が市長の義務ではなく、可能性に留まっているので、市長の義務として明記すべき。	
106	公表	公表実効性を伴うために、下記の修正が必要と考えます。 勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく従わないときは、【市長は】事業者の氏名、住所、当該勧告の内容を公表【し、関係省庁に通報しなければならない】	

107	施行期日	施行期日 本条例は、相当の周知期間を設け、平成30年7月1日から施行することとします。 【意見】現時点で、いくつもの太陽光発電事業の申請がなされている現状があることをふまえると、条例の施行は条例が賛成された時点で、即、効力を持つとすべきである。	<p>本条例案は、太陽光発電設備のモジュール面積が12,000㎡を超える事業にあつては同意しない旨の条例であるため、一般的には相当の周知期間が必要であると判断し、3か月程度が適当であると考えています。</p> <p>本条例案においては、地域住民等に対する説明を行うことを義務付けており、このことを確実なものとするため、一定の周知期間が必要と考えております。</p> <p>なお、本条例は、施行日前（周知期間内）においては適用しませんが、経過措置としまして、届出ができる旨の規定をいたします。</p>
108	施行期日	(H) 条例施行（2018年7月1日）の遅さは駆け込み届出を促す 公布後即日施行にしない理由は、「相当の周知期間を儲ける」ためと説明されているが、公布した後で長い周知期間をとっても、異議申し立てをする手段がないので意味がなく、むしろ施行日までに駆け込み届出が殺到する可能性がある。	
109	施行期日	(9) 施行期日 本条例は、相当の周知期間を設け、平成30年7月1日から施行することとします。 【修正】本条例は、公布後、即日施行する。 【理由】公布から施行の間の駆け込み工事をゆるすことになる	
110	施行期日	一日も早く発効するためには周知期間は不要である。	
111	施行期日	施行期日修正 本条例は公布と同時に即日施行する	
112	施行期日	「本条例は、相当の周知期間を設け、平成30年7月1日から施行する」について (意見) 本条例案が制定され施行する年月日が「平成30年7月1日」と受け取ります。条例（案）が平成29年12月末にインターネット上で公開され、今後議会の可決等、段階的に進んで制定するとした場合、周知期間が短すぎると判断いたします。 弊社が進める事業のような、大規模かつ多方面の利害関係者が存在する場合は、企画、立案、調査、検討、合意形成、計画、設計、手続き、施工の手順で進むのが一般的であり、相当の年月を費やすことをご理解願います。 その途上で、土地利用指導要綱から条例に変更することで事業に支障をきたす原因となり民間企業に不利益をもたらすものと考えます。 したがって、『相当』に該当する周知期間を6ヶ月若しくは12ヶ月程度まで伸ばしていただき、施行時期を平成30年10月1日若しくは平成31年4月1日としていただきたく、深くお願い申し上げます。	
113	施行期日	施行期日は即日ではよいのでは？	
114	施行期日	修正【】部分 ◆ (9) 施行期日本条例は、【公布後、即日】施行することとします。 理由 公布後即日施行にしない理由は相当の周知期間を設ける」ためと説明されているが、公布した後で長い周知期間をとっても、異議申し立てをする手段がないので意味がなく、むしろ施行日までに駆け込み届出が殺到する可能性がある。	
115	施行期日	■公布後直ちに施行するとすべきです。 【理由】 条例(案)の趣旨、目的にも記載のあるとおり、既に具体的な問題が惹起されているが故本条例を制定するのでありますから、公布後直ちに施行すべきだと思います。 周知期間は猶予期間と同じであり、駆け込みを促すことと同じとなり、条例制定の趣旨に反するのではないのでしょうか。	

116	施行期日	(10) 本項の2ページ目、35行目から36行目に記載の「(9) 施行期日 本条例は、相当の周知期間を設け、平成30年7月1日から施行することとします。」について <意見> 条例成立から1か月以内に施行するべきである。 <理由> 住民直接請求署名においても、選挙管理委員会によって証明された署名について関係人に縦覧しなければならないが、縦覧期間の日数は7日間と定められている。条例が成立して即時施行ということにはならないが、条例を周知させるに当たり1か月あれば十分であるといえる。	
117	施行期日	これだけ長期間の周知期間が何故必要なのか？この期間内の工事についてどのように考えているか。	
118	施行期日	施行期日駆け込み届け出を防ぐため、下記の修正が必要と考えます。 本条例は、【公布後、即日】施行することとします。	
119	施行期日	公布と同時に実施すべき。 平成30年7月1日とすることは駆け込みを促すことと同じ。条例制定の趣旨に反する。	
120	施行期日	本条例は、公布後即日施行することとします。	
121	制定の趣旨、目的	今地域は過疎に悩み、駅前商店街はシャッター街になっています。財政豊かな伊東市においては実感ないかもしれませんが、自然エネルギー開発を市の財政に生かしたら如何でしょうか。雇用も増え、税収は上がることはあっても下がることはありません。	ご意見として参考にさせていただきます。
122	制定の趣旨、目的	太陽光発電の開発は荒廃した山の整備に役立ちます。新たな林道が出来、今まで人が行くこともできなかった山に踏み入ることが可能になります。防災設備も充実しかえって災害に強い山が可能になります。それを市の予算を一円も使うことなく実現できます。見逃す手はありません。	
123	制定の趣旨、目的	■調和を図る具体的な方策として、条例中に太陽光発電事業は伊東市の諸計画、構想等に則るものとする旨を記載すべきです。 【理由】 条例の目的に、「本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図る」とあるところですが、「調和」は具体的には何によってはかられるかを考えますと、市民及び事業者に対して客観的かつ政策論的に説得力を持つのは、太陽光発電事業が、伊東市の諸計画、構想等に則って行なわれなければならないことだと思います。もし、時々々の恣意的（必ずしも悪い意味ではありません）な対処によって「調和」を図ろうとするならば将来に禍根を残すことは明らかです。 もつとも、この諸計画、構想がどうしても取れる内容であれば「調和」もどうしても取れるものになり、結局画餅になってしまうわけですから、方向性のある、あるいはメリハリのある諸計画、構想の内容でなければならないことは言うまでもありません。	

124	制定の趣旨、目的	<p>(1) 7行目から8行目に記載の「本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、」について</p> <p><意見> 制定の趣旨、目的については、伊東市のまちづくりという考えを基本に置くべきで、その点については1950年に制定された伊東国際観光温泉文化都市建設法を基本に置くことがふさわしいので、そのことを明記すべきである。また、景観、自然環境、生活環境について、その用語の意味が、伊東国際観光温泉文化都市建設法、伊東市環境基本条例、景観法に基づき制定された伊東市景観計画に基づくものであることを明記すべきである。</p> <p><理由> 条例で使う言葉の意味は可能な限り明確にし、解釈の相違が極力生じないようにしなければならない。従って、現行の法律で意味を定めている用語については、その法律を根拠にした言葉であることを規定することが必要である。これらの用語は今後の伊東市のまちづくりにおいて重要な価値観を持つ言葉であるので、そうしたまちづくりとの関係で共通の概念設定をすべきである。</p>
125	制定の趣旨、目的	<p>本市の美しい景観から始まる文中に、伊東は国際観光温泉文化都市建設法により、その建設を進めることが市の基本であるから、その法案のことも入れて欲しい。また次世代にこの観光の基となる、豊かな自然の財産をどのように残すかの姿勢を示した文言が欲しい。</p>
126	制定の趣旨、目的	<p>豊かな自然環境は先祖より守られ伝え続けられてきたもので、一朝一夕に出来上がった訳ではない。これは重要なこと。(ジオパーク) これらを踏まえ、本市の美しい景観、祖先より守られてきた豊かな自然環境及び市民の・・・と強調すべきだと思います。</p>
127	制定の趣旨、目的	<p>安全・安心な生活のために、更には将来にわたり、守られてきた豊かな自然環境を子孫へつなぐために、太陽光発電・・・という文言を追記する必要があると思います。</p>
128	制定の趣旨、目的	<p>制定の趣旨 追加条文 市の山間部における大規模な森林伐採によって誘発される可能性がきわめて高い土砂災害は、住民の生命財産を毀損するおそれが大である。加えて、土砂流出は長期にわたる海洋汚染をもたらし、漁業やダイビングなど市の産業基盤を根底から失うおそれがある。</p>
129	制定の趣旨、目的	<p>■惹起された問題に対処するための方策としての条例制定であるのみならず、伊東市の経営理念を念頭に制定する条例であることを目的、あるいは前文に明確に記載すべきです。</p> <p>【理由】 法的整備等が追い付かないために、いくつもの問題、課題が惹起され、必要に迫られて本条例を制定しようとすることは十分理解するところですが、一方で、伊東市の経営理念（例えば豊かな自然を護る）を宣明するよい機会ではないでしょうか。 また、それを明らかにすることで、太陽光発電事業との「調和」の意味が一層はっきりしてくるのではないのでしょうか。 公表されている条例(案)の記述がそのまま条文として記載されるなら、極めて一般的な、美辞麗句的な記述となってしまうのではないかと思います。</p>
130	条例の概要	<p>届出 下記の修正が必要と考えられます。 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、【関係法の申請の60日前に必要な書類を揃えて申請し】なければならないこととします。</p>
131	本条例における用語の定義	<p>事業者の再定義 本事業を実施する電気事業者を指す。ただし、本事業が国内国外を問わず複数の事業者によって構成される複合事業体の場合、すなわち、敷地および建築物の所有者または貸借者、設備機器がリースの場合の実質上の所有者、本事業を継続して支援し、または利益を享受する機関投資家等が含まれる場合には、そのような事業者の全てを「事業者」と見做すことに異議はないものとする。</p>

132	抑制区域の指定	伊東市全域が抑制区域に該当するのだから適用除外以外、太陽光発電事業は全て実施できないのではないかな。
133	抑制区域の指定	別表1 本条例との整合性が曖昧である。この項は不要
134	抑制区域の指定	(4) 本項の22行目から25行目に記載の「(2) 抑制区域の指定 市長は、以下に掲げる事由により必要があると認めるときは、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域(「抑制区域」)を指定することができることとします。(具体の区域は規則に規定します。※別表1をご覧ください。)」について <意見> 市域全域が「抑制地域」であると規定すればよい。 <理由> 別表1の※書きに記載されているように、「市域全域が「抑制区域」に該当します」とされているので、抑制区域の指定というこの本規定については、市全域と規定すれば足りるはずである。
135	抑制区域の指定	「土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること」について、現におきています。
136	抑制区域の指定	「その他太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあること」について、土木工学、森林学、海洋など多角的見地から調査を行わなければなりません。 既に海や周辺地域に影響が出ています。
137	抑制区域の指定	「土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること」について (意見) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある土地を造成することで、より安全になる場合はどのような判断になるのでしょうか。 弊社が進める事業は、土砂災害のおそれがある箇所について、入念な土質・地質調査を行い、また、雨水排水ルートの流水処理を適切に行い、予め災害防止対策を立証してまいります。
138	抑制区域の指定	「本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれること」について (意見) 当該条項は十分理解できます。 弊社が進める事業は、造成工事により新たにできる太陽光発電施設の設置盤の計画高さを標高320～290mの範囲にとどめて、周辺の尾根の標高400～500m以下として、外部からの景観・眺望にできるだけ配慮した計画といたします。
139	抑制区域の指定	「太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあること」について (意見) 周辺地域への影響がないよう関係各課から指導をいただき協議することが重要です。 弊社が進める事業は、雨水流末が奥野ダムへ流入することになるため、工事中における適切な防災計画を実施いたします。特に沈砂池の設置には留意し構造等についてダム管理の事務所と入念な細部協議をさせていただきます。

140	本条例の適用除外	<p>(5) 本項の2ページ目、4行目から6行目に記載の「(3) 本条例の適用除外 本条例の規定は、次のいずれかに該当する事業については適用しません。 ア 事業区域が1,000㎡以下であるもの」について</p> <p><意見> 500㎡以下とすべきである。同時に500㎡以下であっても、太陽光発電設備設置に対し、敷地内での緑地の確保や隣地から見えないようにすること、また現在の空地規制を準用するなどの規制を設けること。</p> <p><理由> 別荘分譲地の場合、分譲単位の面積は広いが、それでも500㎡規模のところも存在する。現在いろいろな事業者から、「空いている土地に太陽光パネルを設置しませんか」という勧誘のチラシが送られてきている。伊豆に緑豊かな生活を求めて別荘分譲地に移り住んだ者にとって、隣地一面に太陽光パネルが設置されれば、住環境は著しく悪化する。また自分の住む土地の資産価値は大幅に減少し、財産権が大きく損なわれることになる。</p>
141	本条例の適用除外	<p>ア 事業区域が1,000㎡以下であるもの</p> <p>→使用していない土地の持ち主が、小規模の太陽光発電を始める可能性なども考慮し、たとえ1,000㎡以下でも、住宅の隣地に設置された場合は、室内の温度が高くなるなどの影響が考えられるため、申請が必要とし、近隣への説明・承認後に許可・という形を取って欲しい。</p>
142	本条例の適用除外	<p>事業区域が1,000㎡以下、または総発電出力が50キロワット未満であれば規制外となるが、別表2のような隣接設備に関する距離規制がないので、中規模設備の乱立を許すことになる。</p> <p>この場合も間隔は「5キロメートル」とすべきである。</p>
143	本条例の適用除外	<p>下記についてですが、太陽光パネル面積1000㎡(出力約100kW)以上の発電設備は、発電所相互の間隔を1km以上離せば設置可能となってしまいますので、それを防ぐ文案が必要と考えます。</p> <p>規則で別に定めるもの・既設の太陽光発電設備設置事業の事業区域から1キロメートル以上の間隔を有するもの。</p>
144	本条例の適用除外	<p>①これまで事業用発電は10kWを超えるものとの認識がありましたが、それを大きく超える理由は何でしょう。</p>
145	本条例の適用除外	<p>本条例の適用除外 ア 事業区域が1,000㎡以下であるもの イ 総発電出力が50キロワット未満であるもの [意見] たとえ小規模であったとしても、樹木の伐採等が生じる計画は、すべて規制対象となり許認可が必要とすべきである。</p>
146	本条例の適用除外	<p>現在の事だけでなく、20年後、50年後の事も考慮して、しっかりハンドリングしてください。</p>
147	本条例の適用除外	<p>条文修正 適用除外に関しては、本条例の目的に照らして支障の有無を討議する専門家委員会を設置する。適用除外の決定に対しては委員全員の同意を必要とする。委員会による決議を市長に具申する。具申内容およびそれに対する回答は市の広報誌やウェブサイトを通じて公開とする。ここで専門家とは環境、資源、土木に関する幅広い分野で科学的知見を有する学位取得者もしくはこれに準ずる学識経験者を指し、国籍、居住地、職業、年齢、性別など一切問わないこととする。一例をあげれば、環境科学、資源科学、物質科学、地質学、地球科学、気象学、河川工学、土木工学、建築学など。委員会の名称、委員及び委員長の選定方法および氏名公表、人数、会合の方法や場所や時期、報酬の有無など詳細は別途検討する。</p>
148	同意の要件等	<p>(D) 形ばかりの住民説明会開催と市長の同意</p> <p>第一に、事業者は事業開始前に住民説明会を開き、市長の同意を得ることとされているが、住民説明会の具体的な実施時期、周知方法、説明資料の詳細、説明会の結果を市や住民に報告する義務が定められていないため、例えば事業に賛成している一人二人の住民に話をしただけで、「住民説明会を開いた」とすることも可能である。</p>

149	同意の要件等	<p>(D) 形ばかりの住民説明会開催と市長の同意</p> <p>第二に、住民説明会の時期が「事業開始前」であるならば、住民説明会の開催日が事業開始の前日であっても構わない訳である。少数の賛成住民に対して説明会を開催し、その足で市長の同意をとりに行くことも可能である。</p>
150	同意の要件等	<p>(4) 同意の要件等</p> <p>【(4) 事業の許可の要件等】 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、【あらかじめ事業計画を添えて許可申請を提出し、地域住民等に対して事業者の責任で説明会の実施を周知し、地域住民の総意による同意を得なければならない。市は申請された事業計画の内容を即刻、市民に開示しなければならない。】 【削除：「ただし、以下の全てに該当する事業については、市長は同意できるものとします。」とア、イ、ウの項目】 【追加：土地利用指導要綱（太陽光発電の個別基準）で定められた54項目の条件を満たした場合は許可することができる。】</p> <p>●修正理由 「市長の同意を得なければならない」とあるが、本条例は届出制であり、市長の同意のための具体的な条件が定められていないため、市長が「不同意」を示したとしても、それは単なる個人的見解を示すに過ぎないので。土地利用指導要綱と同様に、関係法の申請前に、事業者から申請を提出させる必要がある。地域住民への説明会の規定が不十分なので明示的に記載する。土地利用指導要綱で定められた規制を条例に盛り込むことが本条例案の目的なので。</p>
151	同意の要件等	<p>2 条例の概要 本条例は、自然環境の保護、自然災害の防止、安全・安心な生活のために、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域を定めるものとし、同区域内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときには、事前に地域住民等に説明会を実施するとともに、市長の同意を得ることとします。 【修正】「…事前に地域住民等に説明会を開催し合意を得るとともに、市長の同意を得ることとします。」 【理由】説明会の実施のみでは、形式的な実施で済ませる恐れがある。</p>
152	同意の要件等	<p>◆2 条例の概要 本条例は、自然環境の保護、自然災害の防止、安全・安心な生活のために、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域を定めるものとし、同区域内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときには、事前に地域住民等に説明会を実施【し、地域住民の総意としての同意と市長の許可を得る】こととします。 また、市長は事業者に対し、【土地利用指導要綱に即して】必要に応じて調査、指導、勧告、公表等を行うことができる旨を規定しています。</p> <p>●修正理由 形式的な説明会を実施しただけでなく、同意を得ることを明記する必要がある。</p>
153	同意の要件等	<p>修正【】部分 ◆(4)同意の要件等 【(4)事業の許可の要件等】事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、【あらかじめ事業計画を添えて許可申請を提出し地域住民等に対して事業者の責任で説明会の実施を周知し、地域住民の総意による同意を得なければならない。市は申請された事業計画の内容を即刻、市民に開示しなければならない。】 【削除:ただし、以下の全てに該当する事業については、市長は同意できるものとします。」とア、イ、ウの項目】 【追加:土地利用指導要綱（太陽光発電の個別基準）で定められた54項目の条件を満たした場合は許可することができる。】</p> <p>理由 「市長の同意を得なければならない」とあるが、本条例は届出制であり、市長の同意のための具体的な条件が定められていないため、市長が「不同意」を示したとしても、それは単なる個人的見解を示すに過ぎないので。土地利用指導要綱と同様に、関係法の申請前に、事業者から申請を提出させる必要がある。地域住民への説明会の規定が不十分なので明示的に記載する。土地利用指導要綱で定められた規制を条例に盛り込むことが本条例案の目的なので。</p>
154	同意の要件等	<p>地元住民への説明会の結果を反映させることを同意の要件とすべき。 説明会の実施時期、実施方法、結果の報告について明文化すべき。 市長が同意を与えるまでの手続きを条文に入れるべき。</p>

155	同意の要件等	事前に地域住民等に説明会を実施し地域住民の総意と市長の同意を得ることとします。 (形式的な説明会になりがち、同意を得る必要がある。事があれば被害を被るのは地域住民である。)
156	同意の要件等	地域住民等に対して説明会を実施地域住民の総意による同意を得なければならない
157	同意の要件等	「事前に地域住民等に説明会を実施するとともに、市長の同意を得ることとします。」とありますが、説明会をただ形式的に実施すればよいということではなく、「地域住民の総意としての同意と市長の許可を得ることとします」への修正を望みます。届け出制ではなく、許可制であることを明確に打ち出す必要があると考えます。
158	同意の要件等	本条例は、自然環境の保護、自然災害の防止、安全・安心な生活のために、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域を定めるものとし、同区域内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときには、事前に地域住民等に説明会を実施するとともに、市長の同意を得ることとします。を以下のように訂正する。 本条例は、自然環境の保護、自然災害の防止、安全・安心な生活のために、太陽光発電設備設置事業を抑制する区域を定めるものとし、同区域内において太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときには、事前に地域住民等に説明会を実施し、近隣住民の総意と市長の同意を得ることとします。
159	同意の要件等	②「市長の同意を得ること」とはあるが、「地域住民の同意」にふれていない、制定の趣旨にある市民の安全等々を反故にしている。「市民の同意」も盛り込むべきであります。
160	同意の要件等	同意の要件 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ地域住民等に対して説明会を実施するとともに市長の同意を得なければならないこととしますが、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合、市長は同意しないものとします。 以下に訂正 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業計画を添えて許可申請を提出し、地域住民等に対して事業者の責任で説明会の実施を周知し、地域住民の総意による同意を得なければならない。市は申請された事業計画の内容を即刻、市民に開示しなければならない。
161	同意の要件等	本案ではモジュールの総面積が12,000㎡未満であれば「既設の太陽光発電設備設置事業の事業区域から1キロメートル」の間隔を置けば、また別の設備を設置することが可能になる。 極論すれば1kmを隔てて24,000㎡に近い面積の設置を許すことになる。 間隔は「5キロメートル」とすべきである。
162	同意の要件等	別表2 別項は本文における諸定義の整合を損ない、例外を無制限に認めることになりやすい。この項は不要。
163	同意の要件等	「本条例の目的に照らして支障がないと認められるもの」との規定について、これは、市長の同意で、なんでも出来てしまうかのようなので、なくすべき。
164	同意の要件等	「ウ 本条例の目的に照らして支障がないと認められるもの」について、本条例の目的が市民の安全・安心とするならば、同意の要件内容は目的と相反します。
165	同意の要件等	・「同意できる」ではなく、「同意する」場合を詳細に制限列挙する。 【理由】 太陽光発電事業を同意できる場合のことを言うのですから、この項は、本条例の核心の一つだと思います。それ故、条例の構成及び条文をもう少し明確にしておかなければならないと思います。列挙した場合以外は同意しないということを明示すべきだと思います。 また、同意できる条件を示しているのですから、ア～ウを全て満足する事案については、同意しない理由がないこととなります。少なくとも条例中には、それでも同意しない根拠がありません。ここはいわゆる「ことができる規定」ではありませんので、明確に「同意する」条件とすべきではないでしょうか。

166	同意の要件等	<p>■「支障がない」とはどういうことかを具体的に制限列挙して記載すべきです。</p> <p>【理由】 支障がないと認めるのは市長ですから、具体的な記載がないままでこの条文が稼働しますと、恣意性の高い条例となり、「行政手続法」に抵触する場合も考えられます。それ以前に市民にとっても事業者にとっても、(市長の意志ではなく)伊東市の意志が奈辺にあるかを理解することが難しくなります。 例えば、諸計画、構想に整合していること、関係法令をクリアーしていること、本条例に則った手続きが滞滞なくされてることなどが考えられます。 (関係法令のクリアーは言うまでもないことですが、見込みであるいは手続き未済では、市長は同意しないということです)</p> <p>■「必要な条件」は、行政指導ではなく、条例上の同意のための上の必要条件であることを明示すべきです。</p> <p>【理由】 「必要な条件」は補完的なものだと思いますが、事業者が「条件」をのめない場合は市長は同意するのかもしれないのか判断としません。</p>
167	同意の要件等	<p>■技術的な基準も規則で定めるべく委任規定を記載すべきです。</p> <p>【理由】 この条例(案)では、土地の開発に関する技術的な基準に係る項目の記載がありません。技術的な基準の規則委任についても記載がありません。当然のこととして、同意できる技術的な基準を定めておかなければならないと思います。</p>
168	同意の要件等	<p>4 同意の要件等 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ地域住民等に対して説明会を実施するとともに市長の同意を得なければならないこととしますが、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合、市長は同意しないものとします。</p> <p>【修正】「事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ地域住民等に対して設置事業の届出前に説明会を実施し周知をばかり理解を得たうえで結果を公開し市長の同意を得なければならないこととしますが、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合、市長は同意しないものとします。地域住民等への説明会については別表に定めることとします。」</p> <p>【理由】 地域住民への説明会の規定が不十分または不明。 【理由】 住民説明会は実施さえすれば同意の要件となり、住民と事業者との「調和」の目的に反する。説明会の結果の反映を同意の要件とすべき 【理由】 説明会の開催方法、開催の周知方法及び周知期間、結果の報告及び公開についての手続きを明記すべき ただし、以下の全てに該当する事業については、市長は同意できるものとします。 説明会の定義というか、周知の方法、住民の何パーセントが必要かなどの定義と、住民の同意が必要ということも加えて欲しい。</p>
169	同意の要件等	<p>「イ 規則で別に定めるもの」について、具体的でない、条文とするべき。</p>
170	同意の要件等	<p>・「あらかじめ」とはいつの時点を指すの明示すべきです。</p> <p>【理由】 住民への説明会開催は、本条例中でも重要な項目だと思いますので、いつからいつまでの間に開催しなければならないかを明示すべきだと思います。</p>
171	届出	<p>届出条文修正 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、設置場所、設置面積、設置予定時期を明記した事業計画書を設置予定時期の少なくとも2年前に提出すること。届け出は経済産業省「固定価格買取制度」認定の如何によらないものとする。すなわち、認定ID取得前でも取得後でもこれを問わない。</p>

172	届出	<p>(5) 届出事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、着手しようとする日の60日前までに、必要な事項を届け出なければならないこととします。</p> <p>【修正】(5) 申請事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、関係法の申請の60日前に必要な書類を揃えて申請しなければならないこととします。</p> <p>【理由】申請とし受理とすることで市長の同意の位置づけが出来る、一方届出ではその位置づけは曖昧になる</p> <p>【理由】着手の60日前までとすると通常この時点では業者は必要な許可を取っており、必要な手はずを終えていると考えられ、もし届出が受理されない場合には損害賠償責任が生じる恐れがある。何のためにこの時点で届出をするかが明確でない</p> <p>【理由】届出をしないで業者は工事を進めることが可能となり、その場合立ち入り調査、指導、助言等は困難となる。</p>
173	届出	<p>(5)届出【(5) 申請】事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、【関係法の申請の60日前に必要な書類を揃えて申請】しなければならないこととします。</p> <p>●修正理由 事業の着手の60日前までとすると、通常この時点では業者は必要な関係法の許可を取っており、必要な手はずを終えていると考えられるが、許可されない場合には損害賠償責任が生じる恐れがあるので。</p>
174	届出	<p>(E) 届出の時期の遅さ 届出は事業の着手60日前までに行うように定められているが、この時点では事業者は工事の手はずを終えており、届出が受理されない場合には損害が生じ賠償責任が生じる恐れがある。</p>
175	届出	<p>修正【】部分。 (5) 届出 【(5) 申請】事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、【関係法の申請の60日前に必要な書類を揃えて申請し】なければならないこととします。</p> <p>理由 事業の着手の60日前までとすると、通常この時点では業者は必要な関係法の許可を取っており、必要な手はずを終えていると考えられるが、許可されない場合には損害賠償責任が生じる恐れがあるので。</p>
176	届出	<p>着手しようとする日の60日前までに、必要な事項を届け出なければならないこととしますとあるが、少なくとも90日はないと、何か問題があったときに時間が足りないのでは。</p>
177	報告及び立入調査の実施	<p>■計画期間、工事期間、稼働期間、事業終了後の太陽光発電設備撤去時について適用される条文であることを明示すべきです。</p> <p>【理由】このままではいつの期間のことを言っているのかわかりませんから、この項が適用される期間を明示すべきだと思います。</p>
178	指導、助言及び勧告	<p>7 指導、助言及び勧告の実施 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導、助言、勧告を行うことができることとします。</p> <p>【コメント】原案のままだと何に基づく指導、助言、勧告であるかが明確でない。(4)イの規則に「土地利用指導要綱 8 太陽光発電施設」を追加することで明示される</p>
179	指導、助言及び勧告	<p>指導、助言及び勧告について、住民に報告すると付け加えたい。</p>
180	指導、助言及び勧告	<p>「また、市長は事業者に対し、必要に応じて調査、指導、勧告、公表等を行うことができる旨を規定しています。」となっていますが、「また、市長は事業者に対し、【土地利用指導要綱に即して】必要に応じて調査、指導、勧告、公表等を行うことができる旨を規定しています。」のように、具体的根拠として、【】内の追加が必要と考えます。</p>

181	指導、助言及び勧告	これまでも違反に対し土地指導要綱などがあるに関わらず、積極的な指導があったとは思えない。
182	施行期日	条例の公布 条例は成立した日から2日以内に公布すること。公布は官報または市の広報誌やウェブサイト、および新聞など一般媒体を用いる。
183	その他	また以下の項目を追加してもらいたい。 事業者は事業計画を提出する際、パネル設置後の景観をシミュレーションしたものを近隣住民に開示する義務がある。 事業者が届出や申請を提出してきた時、市は即刻、市民にその事業内容を開示すること。 近隣住民がこの事業によって何らかの被害を被った場合、即刻、事業者に運営の中止ないし改善を求めることができる。
184	その他	「必要に応じて公表」ではなく、市は、届出や申請があったら即刻、市民にその事業内容を開示してください。
185	その他	事業者が届け出や、申請をしてきたとき、市は、即刻市民に事業内容を開示してほしい。
186	その他	設置後の維持・管理・終了後の撤収なども明記・決定しておくべき。特に東南海地震も含め自然災害（大規模な）が予測されたり増加している現状をふまえ、維持管理に関しては厳しく定めるべき。
187	その他	発電のためのパネルは、15年、20年の寿命ということです。条例の中に、ぜひ事業の終了時、廃棄時の原状復帰の責任を加えていただきたい。
188	その他	■維持管理に関する規定を掲載すべきです。 ■事業終了時の撤収に関する規定を掲載すべきです。 【理由】 太陽光発電事業は数十年単位で継続して行われることから、維持管理、終了時撤去に係る項目についても条例に記載すべきだと思います。